

令和6年度幼児教育・保育施設の労働条件・職場環境等調査記載要領

1 選択式の設問について

回答数が指定されている設問を除いて、回答できる選択肢は1つとなっています。

2 施設を複数設置されている場合について

施設ごとに回答をお願いいたします。

3 調査対象時点について

時点が指定されている設問を除いて、令和5年8月1日時点の状況をお答えください。

4 用語の定義について

(1) 保育者

幼稚園教諭免許や保育士資格を有しており、主に幼児教育・保育に従事し、クラス担当をしている職員

※園長、副園長（教頭）、主任保育士、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹教諭、主任、保育補助者、保育支援者、事務員、調理員等を除く。

ただし、主任保育士、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹教諭、主任については、主に幼児教育・保育に従事し、クラス担当をしている場合のみ「職員」に含めることとする。

※特に指定がない場合、正規職員・非正規職員、常勤・非常勤、出勤・休業中の別に関わらず対象としてください。

(2) 正規職員

正職員、一般職員と呼ばれている者で、雇用期間の定めがない職員

(3) 非正規職員

正規職員以外の者で、雇用期間の定めのある職員

(4) 保育補助者

保育士資格を有さず、原則として保育に関する40時間以上の実習を受けた者

(5) 保育支援者

保育士資格を有さず、施設の消毒・清掃、給食の配膳・後片付け、寝具の用意・後片付け等保育士の負担軽減に資する業務を行う者

5 常勤換算について

設問5の「更に配置を希望する人員数」について、非常勤（短時間勤務）の職員を希望の場合には、常勤換算値で回答することとしています。

※その他の設問においては、常勤換算は不要です。

例：常勤職員の1週間の勤務時間が40時間で、

更に配置を希望する非常勤職員の1週間の勤務時間が32時間の場合

⇒ $32 \div 40 =$ 「0.8人」となります。（小数点第2位を四捨五入としてください。）

6 働き方改革支援事業 個別コンサルについて

(1) 対象者

認可保育所、認定こども園、幼稚園（公立・私立どちらも対象）

(2) 事業内容

モデル園（3園）に対し、県がコンサルタントを派遣

(3) 派遣期間・回数

令和7年5月～令和8年1月の期間に8回程度を予定

(4) 実施方法

対面・オンラインにより実施

(5) コンサルタントの支援内容

- ①園職員に対するアンケート調査等による職場環境の課題の抽出・整理
- ②目標設定や具体的な取組内容、スケジュール等の作成
- ③職場環境の改善に向けた取組実践

(6) コンサル委託先（予定）

キッズコネクト株式会社（令和4～6年委託先）

保育現場及び労務管理に関する専門的な知見を有し、保育所等の働き方改革に向けたコンサルティング業務の経験も豊富です。

(7) その他

- ①コンサルタントの派遣に関する費用は県が負担するため、モデル園の費用負担は発生しません。なお、働き方改革の取組としてICTシステムを導入する場合等、取組内容によっては別途モデル園の費用負担が発生する場合があります。
- ②本事業は、佐賀県の令和7年度当初予算が成立した場合に実施し、モデル園についても令和7年4月以降に募集します。なお、事前相談については今年度中も受け付けますので、随時担当までご連絡ください。